

生徒指導に関する規定(抜粋)

I 生徒心得

生徒は、常に大垣東高生としての自覚と誇りをもって学業に励み、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高め、次代へ渡すことができるように努めなければならない。

この目標を達成するために、本校の生徒心得を次のように定める。

1 学業生活

(1) 授業

授業は、学校生活の中心である。

ア 授業には、必ず予習・復習を行って臨む。

イ 授業開始の合図とともに着席し、静かに授業の開始を待つ。

ウ 授業を妨げるような行為、または物品の持参をしない。

(2) 考査

ア 考査は、学習のまとめであり、誠実な態度で臨む。したがって、いかなる不正行為も許されない。

イ 考査に関する細目は、別に定める。(教務関係に記載)

(3) 登下校

ア 余裕をもって登校し、終業時までには外出しない。

イ 定められた下校時刻を守る。

ウ 交通法規を守り、交通道德の実践に努める。

(4) 身だしなみ

ア 身だしなみは、すべて質素で清潔な状態を保ち、高校生としての品位を保つように心がける。

イ 身だしなみに関する細目は、別に定める。(「身だしなみ規定」に記載)

2 校外生活

校外での生活は、社会的な規範を守るとともに、高校生としての責任ある生活を送る。

(1) 学習時間を確保し、健全な学校生活を送るため、アルバイトは行わない。特別の事情がある場合は担任に相談し、生徒指導部へ届け出る。

(2) 旅行等で学割証が必要な場合等は交付願を事前に提出する。

(3) 交通法規を遵守し、交通マナーを守る。常に安全に気をつけ、他の人の通行の迷惑となるような行為は厳に謹む。

III 自転車通学規定

1 自転車通学を希望する生徒は整備点検を受け、所定の用紙により許可を得る。

2 許可された者は、許可証(ステッカー)を自転車の指示された箇所に貼る。

3 自転車は必ず所定の場所に施錠して置く。

4 自転車保険に加入する。

5 前輪・後輪のスポークに反射板(スポークリフレクター)をとりつける。

6 交通法規を遵守する(並進・二人乗り・傘さし運転・スマートフォン、ヘッドホンの運転中の使用等はしない)。

7 次の自転車の使用を禁止する。

(1) 1本足スタンドのもの

(2) ハンドル等変形の著しいもの

(3) 生徒指導部が不相当とみなしたもの

- 8 新2・3年生は春季休業中に整備点検を最寄りの店にて受けておく。
- 9 上記1～8に違反した場合、自転車通学を取り消すこともある。
- 10 自転車の買い替え等により、登録自転車の変更、許可証の汚損の場合は速やかに生徒指導部に届け、新許可証の交付を受ける。

IV 身だしなみ規定

1 Aタイプ

| | | | |
|----|----|-------------------|-----------------------------|
| 制服 | 冬服 | 詰襟標準学生服（上下） | 指定の前ボタン5個・袖ボタン 左襟に指定のバッジ |
| | 夏服 | 白無地カッターシャツ又は開襟シャツ | 左胸に指定の校章プリント |
| | | 標準学生ズボン | 冬服に同じ |

2 Bタイプ

| | | | |
|--------|--|---------------------|---------------------------------|
| 制服 | 冬服 | 指定の上衣（ブレザー） | 左襟に指定のバッジ 指定のネクタイ着用 |
| | | 指定のスカート | 濃紺サージ、ひだ数24～28 丈は「ひざ頭にかかる長さ」 |
| | | 白無地カッターシャツ | 襟はレギュラーカラー |
| | 合服 | 指定のベスト その他は冬服に同じ | 左胸に指定のバッジ、 指定のネクタイ着用 |
| | | 夏服 | 白無地カッターシャツ又は開襟シャツ |
| | 指定のスカート | | 冬服に同じ |
| ストッキング | ベージュ（防寒具として、黒色タイツを着用してもよい。その場合は、地肌が透けない程度の厚さのものとする。） | | |

3 Aタイプ、Bタイプ共通

| | |
|------|---|
| 中衣 | 制服の裾から出ない、華美でないもの。 |
| 防寒具 | 防寒を目的としたもので、華美でないもの（カーディガン等を制服の下に着用する場合は黒または紺とする） |
| ソックス | 白で、踝より上までであるもの。 |
| 上履 | 指定のスリッパ |
| 通学靴 | 運動靴。雨雪の時には長靴等も可 |
| バッグ | 開閉ができ、一日の学習に必要な物品が持ち運びできるもの。 |

[注] 更衣のめやす

| | | | |
|----|-------|---|-------|
| 冬服 | 10月中旬 | ～ | 5月中旬 |
| 合服 | 5月中旬 | ～ | 6月下旬 |
| | 9月中旬 | ～ | 10月中旬 |
| 夏服 | 6月中旬 | ～ | 9月中旬 |

- 4 以上の規定に反するもの、および変形とみなされるものは禁止する。ただし、病気・けが等でやむを得ないときは、許可を得て異装することができる。